

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年5月7日まで縦覧に供する。

平成26年3月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成26年3月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人讃岐みのりの会

土岐 勉

綾歌郡綾川町陶3296番地5

3 定款に記載された目的

この法人は、農業に興味のある一般市民に対して、遊休農地を利用し、レンタル農園等を通して家庭菜園や自然農法野菜の普及に関する事業を行い、余暇の有効利用、健康的生活を支援することで、まちづくりの推進と経済活動の活性化を促すとともに、農業を通じて子どもの健全育成、および環境の保全に寄与することを目的とする。